明　細　書

発明の名称 ： 情報処理装置および方法、並びにプログラム

技術分野

[0001] 本発明は、情報処理装置および方法、並びにプログラムに関し、特に、健康被害に対する安全度を総合的に判断可能な指標を提供することができるようにする情報処理装置および方法、並びにプログラムに関する。

背景技術

[0002] 近年、飲食店の店舗や、事業所などの食堂、食品工場等における衛生管理の強化が求められている。

[0003] これに対し、本出願人は、飲食店の店舗において食中毒を防止するため、店舗および従業員の衛生管理の状態、細菌に関する情報、並びに、顧客の視点からの衛生管理の状態それぞれについてスコア化し、総合評価することが可能な衛生管理システムを先に提案している（特許文献１参照）。

[0004] また、東日本大震災による原子力発電所事故が発生して以来、環境中の放射線に対する不安が高まっており、農産物に含まれる放射線量にも関心が高まっている。

先行技術文献

特許文献

[0005] 特許文献1：特開２０１０－２８７１６６号

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0006] 従来より、飲食店の店舗や事業所などの施設や従事者に対する衛生度、および、農産物などの食材や、それらを用いて加工・製造される食品に対して、細菌や添加物、放射線量などについて個別の基準値は存在する。

[0007] しかしながら、上述のような様々な健康被害のリスクに対して、安全度（安心度）を総合的に判断するような指標がなかった。

[0008] 本発明は、このような状況に鑑みてなされたものであり、健康被害に対す

る安全度を総合的に判断可能な指標を提供することができるようにするものである。

課題を解決するための手段

[0009] 本発明の一側面の情報処理装置は、

健康被害に対するリスクの影響度を判定する影響度判定部と、

前記リスクの発生頻度を判定する頻度判定部と、

判定された前記リスクの影響度と、前記リスクの発生頻度とを用いて、前記リスクの大きさを算出し、算出された前記リスクの大きさから、健康被害に対する安全度を算出する安全度算出部と

を備える。

[0010] 本発明の一側面の情報処理方法は、

健康被害に対するリスクの影響度を判定し、

前記リスクの発生頻度を判定し、

判定された前記リスクの影響度と、前記リスクの発生頻度とを用いて、前記リスクの大きさを算出し、算出された前記リスクの大きさから、健康被害に対する安全度を算出する

ステップを含む。

[0011] 本発明の一側面のプログラムは、

コンピュータに、

健康被害に対するリスクの影響度を判定し、

前記リスクの発生頻度を判定し、

判定された前記リスクの影響度と、前記リスクの発生頻度とを用いて、前記リスクの大きさを算出し、算出された前記リスクの大きさから、健康被害に対する安全度を算出する

処理を実行させる。

[0012] 本発明の一側面においては、健康被害に対するリスクの影響度が判定され、前記リスクの発生頻度が判定され、判定された前記リスクの影響度と、前記リスクの発生頻度とを用いて、前記リスクの大きさが算出され、算出され

た前記リスクの大きさから、健康被害に対する安全度が算出される。

発明の効果

[0013] 本発明の一側面によれば、健康被害に対する安全度を総合的に判断可能な指標を提供することができる。

図面の簡単な説明

[0014] [図1]本発明を適用した安全度スケールシステムの構成例を示すブロック図である。

[図2]サーバのハードウェア構成例を示すブロック図である。

[図3]メイン画面の例を示す図である。

[図4]安全度スケールシステムの機能的構成例を示すブロック図である。

[図5]サンプル情報登録画面の例を示す図である。

[図6]食中毒細菌検査結果登録画面の例を示す図である。

[図7]農薬・抗生物質検査結果登録画面の例を示す図である。

[図8]農薬・抗生物質の例を示す図である。

[図9]農薬・抗生物質の例を示す図である。

[図10]農薬・抗生物質の例を示す図である。

[図11]放射線測定結果登録画面の例を示す図である。

[図12]異物混入検査結果登録画面の例を示す図である。

[図13]アレルゲン混入検査結果登録画面の例を示す図である。

[図14]ウイルス検査結果登録画面の例を示す図である。

[図15]健康管理調査結果登録画面の例を示す図である。

[図16]感染予防対策調査結果登録画面の例を示す図である。

[図17]身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録画面の例を示す図である。

[図18]衛生教育調査結果登録画面の例を示す図である。

[図19]結果一覧画面の例を示す図である。

[図20]結果出力画面の例を示す図である。

[図21]検査証明書の例を示す図である。

[図22]リスクの影響度の設定例を示す図である。

[図23]安全度算出処理を説明するフローチャートである。

発明を実施するための形態

[0015] ＜安全度スケールシステムの構成例＞

図１は、本発明を適用した安全度スケールシステムの構成例を示すブロック図である。

[0016] 図１の安全度スケールシステム１は、例えば、食中毒、放射線、衛生管理、微生物、などの、人間の健康被害に対する安全度（安心度）を検査・評価するシステムである。

[0017] 安全度スケールシステム１は、例えば、小中学校、工場、オフィス、介護施設などの厨房または食堂、飲食店の店舗、食品工場などの事業所で利用され、各事業所で製造される食品の安全度を検査・評価し、出力する。

[0018] 安全度スケールシステム１は、多数の事業所の衛生状態を一元的に管理することができ、特に、全国や一定の地域に多数（複数）の事業所などを展開している場合に有用なシステムである。本実施の形態では、飲食店のチェーン展開をしている会社のチェーン店において、各店舗で製造されて提供される商品（食品）の安全度を検査する例について説明する。

[0019] 従って、図１の安全度スケールシステム１は、換言すれば、飲食店のチェーン展開をしている会社のチェーン店の複数の店舗で提供される商品の安全度を一元的に管理する。

[0020] 安全度スケールシステム１は、サーバ１１と１以上の端末装置１２とで構成される。図１では、３台の端末装置１２－１乃至１２－３が図示されているが、端末装置１２の個数は、必要に応じて増減させることができる。サーバ１１と端末装置１２とは、インターネット、LAN(Local Area Network)、VPN(Virtual Private Network)などのネットワークにより接続されている。

[0021] 安全度検査を行うための情報を処理する情報処理装置としてのサーバ１１は、安全度検査を行うためのアプリケーションプログラム（以下、安全度検査プログラムという。）を実行する。

[0022] 端末装置１２は、例えば、パーソナルコンピュータ（ノート型を含む）、

タブレット端末、いわゆるスマートフォンと呼ばれる高機能携帯電話機、専用の入力端末などである。端末装置１２は、各店舗に据え置かれていたり、あるいは、各店舗を巡回し、店舗の衛生状態等を調査する調査員により携行されている。

[0023] 各店舗の店長などの店舗責任者、店舗を運営する会社の衛生状態を管理する管理責任者、または、調査員等（以下、総称してユーザという。）が端末装置１２を操作し、端末装置１２は、安全度検査プログラムが実行されているサーバ１１にアクセスする。

[0024] サーバ１１により実行される安全度検査プログラムは、例えば、HTML等のマークアップ言語により作成されたWEBアプリケーションであり、安全度検査プログラムにより作成された所定の画面が、端末装置１２上で実行されるブラウザによって端末装置１２のディスプレイに表示される。ブラウザは、例えば、HTML(Hypertext Markup Language)文書を解釈し、ディスプレイなどに画面を表示する表示機能や、URL(Uniform Resource Locators)を設定することにより、サーバ１１のWEBサイトにアクセスさせ、データをダウンロードしたり、あるいはサイトにデータを送信したりする通信機能や、あるいはHTML文書中でリンクが張られたURLにジャンプするジャンプ機能などの基本的な機能を備えている。

[0025] 端末装置１２は、安全度検査プログラムによりディスプレイに表示される所定の画面に対してユーザが行う操作（入力）を受け付け、操作された内容をネットワークを介してサーバ１１に送信する。

[0026] 安全度検査プログラムが実行されているサーバ１１は、端末装置１２で操作された内容を受信し、操作された内容に応じて、予め決められたデータ処理を行ったり、次の画面を端末装置１２に表示させたりする。

[0027] ＜サーバ１１のハードウェア構成例＞

図２は、サーバ１１のハードウェア構成例を示している。

[0028] 図２のサーバ１１において、CPU（Central Processing Unit）３１は、ROM（Read Only Memory）３２、または記憶部３８に記憶されているプログラム

にしたがって各種の処理を実行する。ここでいうプログラムには、上述した安全度検査プログラムは勿論、例えば、ウィンドウズ（登録商標）などのOS（Operating System）やネットワークアダプタのドライバ等も含まれる。RAM（Random Access Memory）３３には、CPU３１が実行するプログラムやデータなどが適宜記憶される。これらのCPU３１、ROM３２、およびRAM３３は、バス３４により相互に接続されている。

[0029] なお、サーバ１１のCPU３１（コンピュータ）が実行するプログラムは、本明細書で説明する順序に沿って時系列に処理が行われるプログラムであっても良いし、並列に、あるいは呼び出しが行われたとき等の必要なタイミングで個別に処理が行われるプログラムであっても良い。

[0030] CPU３１にはまた、バス３４を介して入出力インタフェース３５が接続されている。入出力インタフェース３５には、キーボード、マウス、マイクロホン等よりなる入力部３６、ディスプレイ、スピーカ等よりなる出力部３７が接続されている。CPU３１は、入力部３６から入力される指令に対応して各種の処理を実行する。そして、CPU３１は、処理の結果を出力部３７に出力する。

[0031] 入出力インタフェース３５にはまた、例えばハードディスクからなる記憶部３８が接続されている。記憶部３８は、CPU３１が実行するプログラムや各種のデータを記憶する。なお、このプログラムは、通信部３９により外部の装置から取得されるようにしてもよい。

[0032] また、入出力インタフェース３５には、ネットワークを介して外部の装置と通信する通信部３９とドライブ４０が接続されている。ドライブ４０は、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、或いは半導体メモリなどのリムーバブルメディア４１が装着されたとき、それらを駆動し、そこに記録されているプログラムやデータなどを取得する。取得されたプログラムやデータは、必要に応じて記憶部３８に転送され、記憶される。

[0033] なお、図１の端末装置１２のハードウェア構成も、サーバ１１の構成と基本的に同様であるので、その説明については省略する。

[0034] ＜メイン画面の例＞

図３は、ユーザが端末装置１２から、安全度検査プログラムが実行されたサーバ１１にアクセスした際に、端末装置１２のディスプレイ（ブラウザ）上に最初に表示されるメイン画面の例を示している。

[0035] 図３に示されるメイン画面は、基礎情報登録グループ、検査結果登録グループ、調査結果登録グループ、及び、結果閲覧グループの４つのグループに分類されている。

[0036] 基礎情報登録グループは、安全検査を行う対象の会社名や商品名（検体名）などの基礎情報を登録するグループである。基礎情報登録グループには、サンプル情報登録ボタン６１と、顧客マスターボタン６２が含まれる。

[0037] サンプル情報登録ボタン６１は、検査対象の商品（以下、検体ともいう。）を登録する際に、ユーザによって押下（操作）される。サンプル情報登録ボタン６１が押下された場合、後述する図５のサンプル情報登録画面が表示される。

[0038] 顧客マスターボタン６２は、検査対象の会社、その会社の事業所や店舗などの施設など、顧客情報を登録する際に、ユーザによって押下される。顧客マスターボタン６２が押下された場合、顧客名および施設名と、それらを一意に識別するコード番号などを入力する顧客登録画面が表示され、顧客登録画面で登録された内容が、顧客データベースとして記憶される。

[0039] 検査結果登録グループは、検体の毒性や薬剤についての検査結果を登録（入力）するグループである。検査結果登録グループには、食中毒細菌結果登録ボタン７１、農薬・抗生物質結果登録ボタン７２、放射線測定結果登録ボタン７３、異物混入検査結果登録ボタン７４、アレルゲン混入検査結果登録ボタン７５、および、ウイルス検査結果登録ボタン７６が含まれる。

[0040] 食中毒細菌結果登録ボタン７１は、検体の食中毒細菌検査の検査結果を登録する際に、ユーザによって押下される。食中毒細菌結果登録ボタン７１が押下された場合、後述する図６の食中毒細菌検査結果登録画面が表示される。

[0041] 農薬・抗生物質結果登録ボタン７２は、検体の農薬・抗生物質の含有量の検査結果を登録する際に、ユーザによって押下される。農薬・抗生物質結果登録ボタン７２が押下された場合、後述する図７の農薬・抗生物質検査結果登録画面が表示される。

[0042] 放射線測定結果登録ボタン７３は、検体の放射線量の検査結果を登録する際に、ユーザによって押下される。放射線測定結果登録ボタン７３が押下された場合、後述する図１１の放射線測定結果登録画面が表示される。

[0043] 異物混入検査結果登録ボタン７４は、検体の異物混入検査の検査結果を登録する際に、ユーザによって押下される。異物混入検査結果登録ボタン７４が押下された場合、後述する図１２の異物混入検査結果登録画面が表示される。

[0044] アレルゲン混入検査結果登録ボタン７５は、検体のアレルゲン混入検査の検査結果を登録する際に、ユーザによって押下される。アレルゲン混入検査結果登録ボタン７５が押下された場合、後述する図１３のアレルゲン混入検査結果登録画面が表示される。

[0045] ウイルス検査結果登録ボタン７６は、検体および従事者に対するノロウイルス検査の検査結果を登録する際に、ユーザによって押下される。ウイルス検査結果登録ボタン７６が押下された場合、後述する図１４のウイルス検査結果登録画面が表示される。

[0046] 調査結果登録グループは、検体を扱う従事者や施設の衛生についての調査結果を登録するグループである。調査結果登録グループには、健康管理調査結果登録ボタン８１、感染予防対策調査結果登録ボタン８２、身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録ボタン８３、および衛生教育調査結果登録ボタン８４が含まれる。

[0047] 健康管理調査結果登録ボタン８１は、個人で管理するレベルの健康管理について、従事者に調査した結果を登録する際に、ユーザによって押下される。健康管理調査結果登録ボタン８１が押下された場合、後述する図１５の健康管理調査結果登録画面が表示される。

[0048] 感染予防対策調査結果登録ボタン８２は、施設の感染予防対策を調査した結果を登録する際に、ユーザによって押下される。感染予防対策調査結果登録ボタン８２が押下された場合、後述する図１６の感染予防対策調査結果登録画面が表示される。

[0049] 身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録ボタン８３は、従事者の身なり・服装・髪型・装飾について調査した結果を登録する際に、ユーザによって押下される。身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録ボタン８３が押下された場合、後述する図１７の身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録画面が表示される。

[0050] 衛生教育調査結果登録ボタン８４は、衛生教育の体制や従事者の理解度についての調査結果を登録する際に、ユーザによって押下される。衛生教育調査結果登録ボタン８４が押下された場合、後述する図１８の衛生教育調査結果登録画面が表示される。

[0051] 結果閲覧グループは、検体の検査結果を出力するグループである。結果閲覧グループには、結果一覧ボタン９１と、結果出力ボタン９２が含まれる。

[0052] 結果一覧ボタン９１は、検体の各検査項目の検査・調査結果の一覧を表示する際に、ユーザによって押下される。結果一覧ボタン９１が押下された場合、後述する図１９の結果一覧画面が表示される。

[0053] 結果出力ボタン９２は、検体についての検査結果および調査結果に基づく最終的な安全度の判定結果を表示する際に、ユーザによって押下される。結果出力ボタン９２が押下された場合、後述する図２０の結果出力画面が表示される。

[0054] ＜安全度スケールシステムの機能構成ブロック図＞

図４は、安全度検査プログラムがサーバ１１で実行されることにより実現される、安全度スケールシステム１の機能的構成例を示すブロック図である。

[0055] 安全度スケールシステム１は、基礎情報登録部１０１、検査結果登録部１０２、調査結果登録部１０３、リスク影響度判定部１０４、リスク発生頻度

判定部１０５、安全度算出部１０６、結果出力部１０７、および登録DB１０８により構成される。

[0056] 基礎情報登録部１０１は、図３のメイン画面において、基礎情報登録グループに属するサンプル情報登録ボタン６１と顧客マスターボタン６２が押下された場合の処理を実行する。

[0057] 検査結果登録部１０２は、図３のメイン画面において、検査結果登録グループに属する、食中毒細菌結果登録ボタン７１、農薬・抗生物質結果登録ボタン７２、放射線測定結果登録ボタン７３、異物混入検査結果登録ボタン７４、アレルゲン混入検査結果登録ボタン７５、および、ウイルス検査結果登録ボタン７６が押下された場合の処理を実行する。

[0058] 調査結果登録部１０３は、調査結果登録グループに属する、健康管理調査結果登録ボタン８１、感染予防対策調査結果登録ボタン８２、身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録ボタン８３、および衛生教育調査結果登録ボタン８４が押下された場合の処理を実行する。

[0059] リスク影響度判定部１０４は、検査結果登録グループおよび調査結果登録グループで登録された検査結果および調査結果に基づいて、健康被害に対する検体のリスクの影響度を判定する。リスクの影響度の判定方法の詳細は後述する。

[0060] リスク発生頻度判定部１０５は、検査結果登録グループおよび調査結果登録グループで登録された検査結果および調査結果に基づいて、健康被害に対する検体のリスクの発生頻度を判定する。リスクの発生頻度の判定方法の詳細は後述する。

[0061] 安全度算出部１０６は、リスク影響度判定部１０４で判定されたリスクの影響度と、リスク発生頻度判定部１０５で判定されたリスクの発生頻度とを用いて、リスクの大きさを算出し、算出されたリスクの大きさから、健康被害に対する安全度を算出する。詳細は後述するが、健康被害に対する安全度は、算出されたリスクの大きさの逆数で算出される。

[0062] 結果出力部１０７は、図３のメイン画面において、結果閲覧グループに属

する結果一覧ボタン９１と結果出力ボタン９２が押下された場合の処理を実行する。

[0063] 登録DB１０８は、基礎情報登録部１０１、検査結果登録部１０２、調査結果登録部１０３等で登録された情報、および、安全度算出部１０６等で算出された結果等を記憶する。顧客データベースは、登録DB１０８に記憶されているデータベースの一つである。

[0064] 基礎情報登録部１０１、検査結果登録部１０２、調査結果登録部１０３、および結果出力部１０７は、サーバ１１および端末装置１２のディスプレイに所定の画面を表示させる表示制御部や、サーバ１１および端末装置１２のキーボードやマウス等から入力された入力情報を取得する情報取得部、サーバ１１および端末装置１２間の通信を制御する通信制御部を、個別または共通に有している。

[0065] 以下、メイン画面の各ボタンが押下されたときの処理（動作）と、入力された検査結果および調査結果に基づく安全度の算出について詳しく説明する。

[0066] ＜サンプル情報登録画面＞

図５は、サンプル情報登録画面の例を示している。

[0067] ユーザは、検査対象の商品（検体）を新たに登録する場合、図３のメイン画面において、サンプル情報登録ボタン６１を押下する。これにより、図５のサンプル情報登録画面が表示される。

[0068] サンプル情報登録画面では、顧客名１２１、施設名１２２、施設CD１２３、サブCD１２４、検体名１２５、検体ID１２６、検査１２７、および調査１２８の各項目と、登録ボタン１２９、修正ボタン１３０、およびキャンセルボタン１３１が表示される。

[0069] サンプル情報登録画面の顧客名１２１、施設名１２２、検体名１２５の項目には、それぞれ、顧客の会社名、店舗や事業所の施設名、検査対象の商品名が、ユーザによって入力される。検体名１２５の項目には、例えば、図５に示されるように「ケーキ」などの検査対象の食品の名前が入力される。

[0070] 顧客の会社名および施設名は、直接入力してもよいし、顧客マスターボタン６２の押下で表示される顧客登録画面で入力された顧客データベースに基づいて、会社名や施設名がプルダウンで選択入力できるようになっていてもよい。

[0071] 顧客名１２１および施設名１２２の項目に顧客の会社名および施設名が入力されると、それに対応して、施設CD１２３およびサブCD１２４の項目には、顧客データベースから、入力された会社名および施設名を一意に識別するコード番号（CD）が表示される。

[0072] また、検体ID１２６の項目は、サンプル情報登録画面の初期状態では、空欄になっている。顧客名１２１、施設名１２２、検体名１２５の各項目が入力され、登録ボタン１２９が押下されたときに、基礎情報登録部１０１によって検体IDが付与され、登録DB１０８に記憶される。

[0073] 既に登録DB１０８に登録されている検体の登録情報を修正したい場合には、修正ボタン１３０が押下される。修正ボタン１３０が押下されると、登録DB１０８に登録されている検体を選択する画面（不図示）が表示され、所定の検体が選択されると、選択された検体についての登録情報が読み出され、サンプル情報登録画面に表示される。この場合、検体ID１２６の項目には、既に割り当てられている検体IDが表示される。

[0074] 検査１２７の項目には、検査結果登録グループに属する各検査に対応するボタン、すなわち、食中毒細菌（毒素）ボタン１３２、放射線測定ボタン１３３、ウイルス検査ボタン１３４、異物混入ボタン１３５、農薬・抗生物質ボタン１３６、及び、アレルゲン混入ボタン１３７が表示されている。

[0075] 検査結果登録グループに属する各検査に対応するボタン１３２乃至１３７を押下すると、各検査の検査内容の詳細を設定する設定画面が表示される。また、検査１２７の項目のボタン１３２乃至１３７は、検査が既に終了し、検査結果が登録されている場合と、検査が未実施である場合とで、異なる色などにより区別されて表示される。これにより、検体ID１２６で識別される検体について、検査１２７の項目のなかのどの検査が終了済みであるかが一

目で分かるようになっている。

[0076] 調査１２８の項目には、調査結果登録グループに属する各調査に対応するボタン、すなわち、健康管理（個人管理）ボタン１４１、感染予防対策（施設内）ボタン１４２、身なり・服装・髪型・装飾ボタン１４３、及び、衛生教育（知識）ボタン１４４が表示されている。

[0077] 調査結果登録グループに属する各調査に対応するボタン１４１乃至１４４を押下すると、各調査の調査内容の詳細を設定する設定画面が表示される。また、調査１２８の項目のボタン１４１乃至１４４は、調査が既に終了し、調査結果が登録されている場合と、調査が未実施である場合とで、異なる色などにより区別されて表示される。これにより、検体ID１２６で識別される検体について、調査１２８の項目のなかのどの調査が終了しているかが一目で分かるようになっている。

[0078] 登録ボタン１２９は、入力した情報を登録DB１０８に登録（修正）し、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。キャンセルボタン１３１は、サンプル情報登録画面における情報の登録をキャンセルし、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0079] ＜食中毒細菌検査結果登録画面＞

図６は、食中毒細菌検査結果登録画面の例を示している。

[0080] ユーザは、検体の食中毒細菌検査の検査結果を登録する場合、図３のメイン画面の食中毒細菌結果登録ボタン７１を押下する。これにより、図６の食中毒細菌検査結果登録画面が表示される。

[0081] 食中毒細菌検査結果登録画面では、検体ID１５１および検査回数１５２の各項目と、検査結果入力欄１５３、並びに、登録ボタン１５４およびキャンセルボタン１５５が表示される。

[0082] 検体ID１５１の項目には、食中毒細菌検査の検査結果を登録する検体の検体IDが表示される。この検体IDは、ユーザによって指定される。

[0083] 検査回数１５２の項目には、検査対象期間のなかでの検査回数が表示される。本実施の形態では、検査対象期間は１週間であるとして説明する。図６

の例では、検査回数として「４回」が表示されており、この場合、検査対象期間に指定された１週間のなかで、製造日（ロット）を変えて、４回の食中毒細菌検査が実施される。なお、検査回数は、図５のサンプル情報登録画面の食中毒細菌（毒素）ボタン１３２を押下して表示される設定画面で設定することができる。

[0084] 検査結果入力欄１５３には、検査回数１５２の項目に表示されている検査回数分の結果入力欄が表示される。検査項目は、一般生菌、大腸菌群、カビ、酵母、黄色ブドウ球菌、セレウス、大腸菌、サルモネラ、腸炎ビブリオ、及び、耐熱性菌の１０種類となっている。食中毒細菌検査の検査項目は、図５のサンプル情報登録画面の食中毒細菌（毒素）ボタン１３２を押下して表示される設定画面で設定することができる。一般生菌と大腸菌群は、菌検出数が1×10^{7}以下であれば問題なく、その他の菌類は、検出結果が陰性（－）または陽性（＋）で表され、陰性（－）であれば問題がないと判定される。

[0085] 登録ボタン１５４は、食中毒細菌検査の検査結果を入力後、登録（保存）する場合に押下される。キャンセルボタン１５５は、食中毒細菌検査の検査結果の入力をキャンセルし、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0086] ＜農薬・抗生物質検査結果登録画面＞

図７は、農薬・抗生物質検査結果登録画面の例を示している。

[0087] ユーザは、検体の農薬・抗生物質の含有量の検査結果を登録する場合、図３のメイン画面の農薬・抗生物質結果登録ボタン７２を押下する。これにより、図７の農薬・抗生物質検査結果登録画面が表示される。

[0088] 農薬・抗生物質検査結果登録画面では、検体ID１６１、検査結果入力欄１６２、登録ボタン１６３、およびキャンセルボタン１６４が表示される。

[0089] 検体ID１６１の項目には、農薬・抗生物質検査の検査結果を登録する検体の検体IDが表示される。この検体IDは、ユーザによって指定される。

[0090] 検査結果入力欄１６２には、検査対象に設定されている農薬・抗生物質の項目の結果入力欄が表示される。図７の例では、「１，１－ジクロロ－２，

２-ビス（４－エチルフェニル）エタン」、「１，２-ジブロモエタン」、「１－ナフタレン酢酸」、「２－（１０．０１ナフチル）アセタミド」、「２，２－ＤＰＡ（ダラポン）」、・・・など２２項目の農薬・抗生物質が検査対象に設定され、検査結果が入力可能になっている。基準値以上の値が検出された場合には、その検出結果の値が入力され、検出結果が未検出（検出不可のレベル）である場合には「ND（NO DETECT）」が入力される。

[0091] 検査対象とする農薬・抗生物質は、図５のサンプル情報登録画面の農薬・抗生物質ボタン１３６を押下して表示される設定画面で設定することができる。検査対象として設定可能な農薬・抗生物質は、図８乃至図１０に示される約４６０項目である。

[0092] ＜放射線測定結果登録画面＞

図１１は、放射線測定結果登録画面の例を示している。

[0093] ユーザは、検体の放射線量の検査結果を登録する場合、図３のメイン画面の放射線測定結果登録ボタン７３を押下する。これにより、図１１の放射線測定結果登録画面が表示される。

[0094] 放射線測定結果登録画面では、検体ID１７１および検査回数１７２の各項目と、測定結果入力欄１７３、並びに、登録ボタン１７４およびキャンセルボタン１７５が表示される。

[0095] 検体ID１７１の項目には、放射線測定の測定結果を登録する検体の検体IDが表示される。この検体IDは、ユーザによって指定される。

[0096] 検査回数１７２の項目には、検査対象期間に指定された１週間のなかでの測定回数が表示される。この例では、検査回数として「３回」が表示されており、この場合、検査対象期間に指定された１週間のなかで、日にちを変えて、３回の放射線測定が実施される。検査回数は、図５のサンプル情報登録画面の放射線測定ボタン１３３を押下して表示される設定画面で設定することができる。

[0097] 測定結果入力欄１７３には、検査回数１７２の項目に表示されている検査回数分の結果入力欄が表示される。測定項目は、セシウム１３７およびセシ

ウム１３４である。測定値が１０ベクレル／ｋｇ未満である場合は正常（問題なし）、測定値が１０ベクレル／ｋｇ以上である場合は異常（ＮＧ）と判定され、入力される。なお、セシウム１３７とセシウム１３４の測定値の合算値で正常か否かの判定を行ってもよい。

[0098] 登録ボタン１７４は、放射線測定の測定結果を入力後、登録（保存）する場合に押下される。キャンセルボタン１７５は、放射線測定の測定結果の入力をキャンセルし、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0099] ＜異物混入検査結果登録画面＞

図１２は、異物混入検査結果登録画面の例を示している。

[0100] ユーザは、検体の異物混入検査の検査結果を登録する場合、図３のメイン画面の異物混入検査結果登録ボタン７４を押下する。これにより、図１２の異物混入検査結果登録画面が表示される。

[0101] 異物混入検査結果登録画面では、検体ID１８１および検査回数１８２の各項目と、検査結果入力欄１８３、発生頻度入力欄１８４、コメント入力欄１８５、総合結果表示欄１８６、並びに、登録ボタン１８７およびキャンセルボタン１８８が表示される。

[0102] 検体ID１８１の項目には、異物混入検査の検査結果を登録する検体の検体IDが表示される。この検体IDは、ユーザによって指定される。

[0103] 検査回数１８２の項目には、検査対象期間に指定された１週間のなかでの検査回数が表示される。この例では、検査回数として「１回」が表示されており、この場合、検査対象期間に指定された１週間のなかで１回の異物混入検査が実施される。検査回数は、図５のサンプル情報登録画面の異物混入ボタン１３５を押下して表示される設定画面で設定することができる。

[0104] 検査結果入力欄１８３には、異物混入検査の各検査項目、具体的には、「Ｘ線検出器」、「個人装備」、「外気汚染」、「昆虫飛来」、「防鼠対策」、「設備老朽具合」、「清掃頻度」、「改善チームの有無」、及び「製品保存状態」が表示されている。この検査項目も、図５のサンプル情報登録画面の異物混入ボタン１３５を押下して表示される設定画面で設定することがで

きる。

[0105] 検査結果入力欄１８３の各検査項目は、例えば、トグルボタンとなっており、押下するごとに、[OK]と[NG]の表示が切り替わる。検査結果入力欄１８３の各検査項目に対して、[OK]または[NG]のいずれかが入力される。

[0106] 「Ｘ線検出器」の項目は、施設に異物を検出するための金属探知機が備えてあり、正常に使用可能であるかを検査する検査項目である。「個人装備」の項目は、個人装備についての規定があるかを検査する検査項目である。「外気汚染」の項目は、外気汚染があるかを検査する検査項目である。「昆虫飛来」の項目は、昆虫飛来対策（昆虫対策）があるかを検査する検査項目である。「防鼠対策」は、鼠対策があるかを検査する検査項目である。「設備老朽具合」の項目は、設備のメンテナンスが行き届いているかを検査する検査項目である。「清掃頻度」の項目は、清掃記録があるかを検査する検査項目である。「改善チームの有無」の項目は、改善チームなど、改善事項チームを社内（施設、事業所）で規定しており、その実行記録があるかを検査する検査項目である。「製品保存状態」の項目は、製品若しくは原料の保管状態が適切かを検査する検査項目である。

[0107] 発生頻度入力欄１８４には、異物混入の発生頻度を、ユーザが従事者にヒアリングを行った結果が入力される。発生頻度入力欄１８４は、例えば、毎日起こる、毎週起こる、毎月起こる、数か月に１回起こる、または、半年以上発生していない、のなかから、いずれかを選択して入力するようになっている。

[0108] 検査結果入力欄１８３の各検査項目で、[NG]とした項目については、コメント入力欄１８５に、[NG]とした理由、改善事項などがコメントとして入力される。総合結果表示欄１８６には、検査結果入力欄１８３の各検査項目に基づく総合判定結果（OK、NG）が表示される。例えば、検査結果入力欄１８３の各検査項目のなかで一つでも[NG]の項目がある場合には、総合判定結果はNGと判定される。

[0109] 登録ボタン１８７は、異物混入検査の検査結果を入力後、登録（保存）す

る場合に押下される。キャンセルボタン１８８は、異物混入検査の検査結果の入力をキャンセルし、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0110] ＜アレルゲン混入検査結果登録画面＞

図１３は、アレルゲン混入検査結果登録画面の例を示している。

[0111] ユーザは、検体のアレルゲン混入検査の検査結果を登録する場合、図３のメイン画面のアレルゲン混入検査結果登録ボタン７５を押下する。これにより、図１３のアレルゲン混入検査結果登録画面が表示される。

[0112] アレルゲン混入検査結果登録画面では、検体ID１９１および検査回数１９２の各項目と、検査結果入力欄１９３、並びに、登録ボタン１９４およびキャンセルボタン１９５が表示される。

[0113] 検体ID１９１の項目には、アレルゲン混入検査の検査結果を登録する検体の検体IDが表示される。この検体IDは、ユーザによって指定される。

[0114] 検査回数１９２の項目には、検査対象期間に指定された１週間のなかでの検査回数が表示される。この例では、検査回数として「３回」が表示されており、この場合、検査対象期間に指定された１週間のなかで、日にちを変えて、３回のアレルゲン混入検査が実施される。検査回数は、図５のサンプル情報登録画面のアレルゲン混入ボタン１３７を押下して表示される設定画面で設定することができる。

[0115] 検査結果入力欄１９３には、検査回数１９２の項目に表示されている検査回数分の結果入力欄が表示される。アレルゲン混入検査の検査項目は、そば、小麦、落花生、牛乳、卵、および甲殻類（えび、かに）の表示義務のある６項目である。なお、検査項目は、図５のサンプル情報登録画面のアレルゲン混入ボタン１３７を押下して表示される設定画面で設定可能である。アレルゲン混入物質が０．１ｐｐｍ以上検出された場合、検出結果として陽性（＋）が入力され、０．１ｐｐｍ未満である場合、陰性（－）が入力される。検出結果の全てが陰性（－）であれば問題がないと判定される。

[0116] 登録ボタン１９４は、アレルゲン混入検査の検査結果を入力後、登録（保存）する場合に押下される。キャンセルボタン１９５は、アレルゲン混入検

査の検査結果の入力をキャンセルし、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0117] ＜ウイルス検査結果登録画面＞

図１４は、ウイルス検査結果登録画面の例を示している。

[0118] ユーザは、検体および従事者に対するノロウイルス検査の検査結果を登録する場合、図３のメイン画面のウイルス検査結果登録ボタン７６を押下する。これにより、図１４のウイルス検査結果登録画面が表示される。

[0119] ウイルス検査結果登録画面では、検体ID２０１および検査回数２０２の各項目と、検査結果入力欄２０３、並びに、登録ボタン２０４およびキャンセルボタン２０５が表示される。

[0120] 検体ID２０１の項目には、ウイルス検査の検査結果を登録する検体の検体IDが表示される。この検体IDは、ユーザによって指定される。

[0121] 検査回数２０２の項目には、検査対象期間に指定された１週間のなかでの合計の検査回数が表示される。この例では、検査回数として「９回」が表示されており、検査対象期間に指定された１週間のなかで、製造日（ロット）を変えて、３人の従事者と検体それぞれについて３回のウイルス検査が実施されることで、合計９回の検査結果が入力される。検査対象の従事者の人数、商品の個数、一人（一個）当たりの検査回数は、図５のサンプル情報登録画面のウイルス検査ボタン１３４を押下して表示される設定画面で設定することができる。

[0122] 検査結果入力欄２０３には、検査回数２０２の項目に表示されている検査回数分の結果入力欄が表示される。検査結果としては、ノロウイルスが検出された場合、陽性（＋）が入力され、未検出であれば、陰性（－）が入力される。全ての検査結果が陰性（－）である場合に、問題がないと判定される。

[0123] 登録ボタン２０４は、ウイルス検査の検査結果を入力後、登録（保存）する場合に押下される。キャンセルボタン２０５は、ウイルス検査の検査結果の入力をキャンセルし、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0124] ＜健康管理調査結果登録画面＞

図１５は、健康管理調査結果登録画面の例を示している。

[0125] ユーザは、個人で管理するレベルの健康管理について、従事者に調査した結果を登録する場合、図３のメイン画面の健康管理調査結果登録ボタン８１を押下する。これにより、図１５の健康管理調査結果登録画面が表示される。

[0126] 健康管理調査結果登録画面では、検体ID２１１および調査人数２１２の各項目と、調査対象者切り替えボタン２１３、調査対象者入力欄２１４、調査結果入力欄２１５、並びに、登録ボタン２１６およびキャンセルボタン２１７が表示される。

[0127] 検体ID２１１の項目には、健康管理調査の調査結果を登録する検体の検体IDが表示される。この検体IDは、ユーザによって指定される。

[0128] 調査人数２１２の項目には、検査対象期間に指定された１週間のなかで健康管理調査を行う人数が表示される。この例では、調査人数として「５人」が表示されており、この場合、検査対象期間に指定された１週間のなかで、５人の従事者に対して健康管理調査が実施される。調査人数は、図５のサンプル情報登録画面の健康管理（個人管理）ボタン１４１を押下して表示される設定画面で設定することができる。

[0129] 調査対象者切り替えボタン２１３は、調査対象者ごとに保持されている調査対象者入力欄２１４と調査結果入力欄２１５の表示を切り替えるときに押下される。図１５の例では、「２人目」の調査対象者についての調査対象者入力欄２１４と調査結果入力欄２１５が表示されている。

[0130] 調査対象者入力欄２１４には、調査対象者の属性情報が入力される。属性情報は、例えば、会社名、所属、氏名、性別などである。

[0131] 調査結果入力欄２１５には、個人で管理するべき健康管理に関する各調査項目が表示される。図１５の例では、「下痢をしている」、「風邪気味である、風邪を引いている」、「怪我をしている」、「手荒れや肌荒れがある」、・・・などの調査項目が表示されている。個人で管理するべき健康管理の

各調査項目は、図５のサンプル情報登録画面の健康管理（個人管理）ボタン１４１を押下して表示される設定画面で設定することができる。ユーザは、調査結果入力欄２１５の該当する項目にチェックを入力する。

[0132] 図１５は、５人の調査対象者のうちの２人目に対する１回の調査結果の例を示しているが、調査項目のうち１項目でもチェックが入力されている場合、その回の調査結果は不適と判定される。

[0133] 登録ボタン２１６は、健康管理についての調査結果を入力後、登録（保存）する場合に押下される。キャンセルボタン２１７は、健康管理についての調査結果の入力をキャンセルし、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0134] ＜感染予防対策調査結果登録画面＞

図１６は、感染予防対策調査結果登録画面の例を示している。

[0135] ユーザは、施設の感染予防対策を調査した結果を登録する場合、図３のメイン画面の感染予防対策調査結果登録ボタン８２を押下する。これにより、図１６の感染予防対策調査結果登録画面が表示される。

[0136] 感染予防対策調査結果登録画面では、検体ID２２１および調査人数２２２の各項目と、調査対象者切り替えボタン２２３、調査対象者入力欄２２４、調査結果入力欄２２５、並びに、登録ボタン２２６およびキャンセルボタン２２７が表示される。

[0137] 検体ID２２１の項目には、感染予防対策調査の調査結果を登録する検体の検体IDが表示される。この検体IDは、ユーザによって指定される。

[0138] 調査人数２２２の項目には、検査対象期間に指定された１週間のなかで感染予防対策調査を行う人数が表示される。この例では、調査人数として「５人」が表示されており、この場合、検査対象期間に指定された１週間のなかで、５人の従事者に対して感染予防対策調査が実施される。調査人数は、図５のサンプル情報登録画面の感染予防対策（施設内）ボタン１４２を押下して表示される設定画面で設定することができる。

[0139] 調査対象者切り替えボタン２２３は、調査対象者ごとに保持されている調

査対象者入力欄２２４と調査結果入力欄２２５の表示を切り替えるときに押下される。図１６の例では、「２人目」の調査対象者についての調査対象者入力欄２２４と調査結果入力欄２２５が表示されている。

[0140] 調査対象者入力欄２２４には、調査対象者の属性情報が入力される。属性情報は、例えば、会社名、所属、氏名、性別などである。

[0141] 調査結果入力欄２２５には、施設の感染予防対策に関する各調査項目が表示される。図１６の例では、「手洗い設備が適切でない」、「汚染区域・非汚染区域が分けられていない」、「作業動線が混線している」、「材料の荷受の記録がない」、・・・などの調査項目が表示されている。感染予防対策の各調査項目は、図５のサンプル情報登録画面の感染予防対策（施設内）ボタン１４２を押下して表示される設定画面で設定することができる。ユーザは、調査結果入力欄２２５の該当する項目にチェックを入力する。

[0142] 図１６は、５人の調査対象者のうちの２人目に対する１回の調査結果の例を示しているが、調査項目のうち１項目でもチェックが入力されている場合、その回の調査結果は不適と判定される。

[0143] 登録ボタン２２６は、感染予防対策についての調査結果を入力後、登録（保存）する場合に押下される。キャンセルボタン２２７は、感染予防対策についての調査結果の入力をキャンセルし、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0144] ＜身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録画面＞

図１７は、身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録画面の例を示している。

[0145] ユーザは、従事者の身なり・服装・髪型・装飾について調査した結果を登録する場合、図３のメイン画面の身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録ボタン８３を押下する。これにより、図１７の身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録画面が表示される。

[0146] 身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録画面では、検体ID２３１および調査人数２３２の各項目と、調査対象者切り替えボタン２３３、調査対象者入

力欄２３４、調査結果入力欄２３５、並びに、登録ボタン２３６およびキャンセルボタン２３７が表示される。

[0147] 検体ID２３１の項目には、身なり・服装・髪型・装飾調査の調査結果を登録する検体の検体IDが表示される。この検体IDは、ユーザによって指定される。

[0148] 調査人数２３２の項目には、検査対象期間に指定された１週間のなかで身なり・服装・髪型・装飾調査を行う人数が表示される。この例では、調査人数として「５人」が表示されており、この場合、検査対象期間に指定された１週間のなかで、５人の従事者に対して身なり・服装・髪型・装飾調査が実施される。調査人数は、図５のサンプル情報登録画面の身なり・服装・髪型・装飾ボタン１４３を押下して表示される設定画面で設定することができる。

[0149] 調査対象者切り替えボタン２３３は、調査対象者ごとに保持されている調査対象者入力欄２３４と調査結果入力欄２３５の表示を切り替えるときに押下される。図１７の例では、「２人目」の調査対象者についての調査対象者入力欄２３４と調査結果入力欄２３５が表示されている。

[0150] 調査対象者入力欄２３４には、調査対象者の属性情報が入力される。属性情報は、例えば、会社名、所属、氏名、性別などである。

[0151] 調査結果入力欄２３５には、身なり・服装・髪型・装飾に関する各調査項目が表示される。図１７の例では、「毎日入力していない」、「衣服に汚れがある」、「衣服は適切に着用できていない」、「帽子・マスク・手袋をしていない」、・・・などの調査項目が表示されている。身なり・服装・髪型・装飾調査の各調査項目は、図５のサンプル情報登録画面の身なり・服装・髪型・装飾ボタン１４３を押下して表示される設定画面で設定することができる。ユーザは、調査結果入力欄２３５の該当する項目にチェックを入力する。

[0152] 図１７は、５人の調査対象者のうちの２人目に対する１回の調査結果の例を示しているが、調査項目のうち１項目でもチェックが入力されている場合

、その回の調査結果は不適と判定される。

[0153] 登録ボタン２３６は、身なり・服装・髪型・装飾についての調査結果を入力後、登録（保存）する場合に押下される。キャンセルボタン２３７は、身なり・服装・髪型・装飾についての調査結果の入力をキャンセルし、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0154] ＜衛生教育調査結果登録画面＞

図１８は、衛生教育調査結果登録画面の例を示している。

[0155] ユーザは、衛生教育の体制や従事者の理解度についての調査結果を登録する場合、図３のメイン画面の衛生教育調査結果登録ボタン８４を押下する。これにより、図１８の衛生教育調査結果登録画面が表示される。

[0156] 衛生教育調査結果登録画面では、検体ID２４１および調査人数２４２の各項目と、調査対象者切り替えボタン２４３、調査対象者入力欄２４４、調査結果入力欄２４５、並びに、登録ボタン２４６およびキャンセルボタン２４７が表示される。

[0157] 検体ID２４１の項目には、衛生教育についての調査結果を登録する検体の検体IDが表示される。この検体IDは、ユーザによって指定される。

[0158] 調査人数２４２の項目には、検査対象期間に指定された１週間のなかで衛生教育についての調査を行う人数が表示される。この例では、調査人数として「５人」が表示されており、この場合、検査対象期間に指定された１週間のなかで、５人の従事者に対して衛生教育についての調査が実施される。調査人数は、図５のサンプル情報登録画面の衛生教育（知識）ボタン１４４を押下して表示される設定画面で設定することができる。

[0159] 調査対象者切り替えボタン２４３は、調査対象者ごとに保持されている調査対象者入力欄２４４と調査結果入力欄２４５の表示を切り替えるときに押下される。図１８の例では、「２人目」の調査対象者についての調査対象者入力欄２４４と調査結果入力欄２４５が表示されている。

[0160] 調査対象者入力欄２４４には、調査対象者の属性情報が入力される。属性情報は、例えば、会社名、所属、氏名、性別などである。

[0161] 調査結果入力欄２４５には、衛生教育に関する各調査項目が表示される。図１８の例では、「月１度の検便検査を実施していない（頻度）」、「検便検査は全員が実施していない（対象者）」、「食中毒細菌の怖さを知らない」、「正しい手洗いの仕方を知らない」、・・・などの調査項目が表示されている。衛生教育についての各調査項目は、図５のサンプル情報登録画面の衛生教育（知識）ボタン１４４を押下して表示される設定画面で設定することができる。ユーザは、調査結果入力欄２４５の該当する項目にチェックを入力する。

[0162] 図１８は、５人の調査対象者のうちの２人目に対する１回の調査結果の例を示しているが、調査項目のうち１項目でもチェックが入力されている場合、その回の調査結果は不適と判定される。

[0163] 登録ボタン２４６は、衛生教育についての調査結果を入力後、登録（保存）する場合に押下される。キャンセルボタン２４７は、衛生教育についての調査結果の入力をキャンセルし、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0164] ＜結果一覧画面＞

図１９は、結果一覧画面の例を示している。

[0165] ユーザは、検体の各検査項目の結果の一覧を表示させる際に、図３のメイン画面の結果一覧ボタン９１を押下する。これにより、図１９の結果一覧画面が表示される。

[0166] 結果一覧画面では、顧客名２５１、施設名２５２、施設CD２５３、サブCD２５４、検体名２５５、検体ID２５６、検査結果表示欄２５７、調査日２５８、及び調査者２５９の各項目と、閉じるボタン２６０が表示される。

[0167] 結果一覧画面の顧客名２５１、施設名２５２、施設CD２５３、及びサブCD２５４の各項目には、サンプル情報登録画面の顧客名１２１、施設名１２２、施設CD１２３、及びサブCD１２４と同様に、顧客の会社名及び施設名と、そのコード番号（CD）が表示される。

[0168] ただし、顧客名２５１と施設名２５２には、それぞれ、検索ボタン２５１A

と２５２Aが付加されている。顧客名２５１には、ユーザが検索ボタン２５１Aを押下することにより表示された顧客リストから選択された顧客の会社名が表示される。同様に、施設名２５２には、ユーザが検索ボタン２５２Aを押下することにより表示された施設名リストから選択された施設名が表示される。

[0169] 検体名２５５及び検体ID２５６には、サンプル情報登録画面の検体名１２５及び検体ID１２６と同様に、検査した対象の食品の名前、及び、検体IDが表示される。

[0170] 検体名２５５と検体ID２５６にも、それぞれ、検索ボタン２５５Aと２５６Aが付加されている。検体名２５５には、検索ボタン２５５Aを押下することにより表示された検体リストから選択された商品名が表示される。検体ID２５６には、検索ボタン２５６Aを押下することにより表示された検体IDリストから選択された検体IDが表示される。

[0171] 検査結果表示欄２５７には、検体ID２５６に表示された検体IDで識別される検体について、これまで検査が終了している範囲内で、検査結果が表示される。検査結果表示欄２５７のスペースよりも表示項目が多い場合には、スクロールすることで、非表示の検査結果を表示させることができる。

[0172] 調査日２５８の項目には、検体ID２５６に表示された検体IDで識別される検体について、検査および調査した日付が表示される。検査および調査した日付が複数存在する場合には、例えば、最終（直近）の日付が表示される。

[0173] 調査者２５９の項目には、検体ID２５６に表示された検体IDで識別される検体について調査した担当者の名前が表示される。

[0174] 閉じるボタン２６０は、結果一覧画面の表示を終了し、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0175] ＜結果出力画面＞

図２０は、結果出力画面の例を示している。

[0176] ユーザは、検体についての検査結果および調査結果に基づく最終的な安全度の判定結果を表示させる際に、図３のメイン画面の結果出力ボタン９２を

押下する。これにより、図２０の結果出力画面が表示される。

[0177] 結果出力画面では、顧客名２７１、施設名２７２、施設CD２７３、サブCD２７４、検体名２７５、検体ID２７６、及びスケール判定結果表示欄２７７の各項目と、閉じるボタン２７８及び証明書発行ボタン２７９が表示される。

[0178] 顧客名２７１、施設名２７２、施設CD２７３、サブCD２７４、検体名２７５、及び検体ID２７６は、図１９の結果一覧画面の顧客名２５１、施設名２５２、施設CD２５３、サブCD２５４、検体名２５５、及び検体ID２５６と、それぞれ同様である。顧客名２７１、施設名２７２、検体名２７５、及び検体ID２７６にも、それぞれ、検索ボタン２７１A、２７２A、２７５A、及び２７６Aが付加されている。

[0179] スケール判定結果表示欄２７７には、検体ID２５６に表示された検体IDで識別される検体についての検査結果および調査結果に基づいて、安全度算出部１０６により算出された健康被害に対する安全度が、判定結果として表示される。

[0180] スケール判定結果表示欄２７７に表示される安全度は、指数形式の値で表される。安全度算出部１０６により算出される安全度には、安全度の大きさに応じて割り当てられている色が存在する。

[0181] スケール判定結果表示欄２７７には、安全度の大きさに応じて割り当てられている色の見本である安全度色見本スケール２７７Aとともに、結果表示部２７７Bに、安全度算出部１０６により算出された検体の安全度「３．７×１０$^{-9}$」と、それに対応する色である所定のグレイ色が表示されている。安全度算出部１０６による安全度の算出方法については後述する。ユーザは、１０のべき乗で表される安全度の指数部分の値「－９」および安全度に対応する色によって、検体の安全度を一目で把握することができる。

[0182] 図２０では、モノクロ表示の制約があるため、安全度色見本スケール２７７Aは、安全度の大きさに応じて、黒から白までの濃淡で表されているが、カラー表示が可能な画面では、例えば、安全度の大きさに応じて、１０$^{-2}$付近

が青色の寒色系、１０$^{-10}$付近が赤色の暖色系となるような、可視光線の波長に対応するカラー色が割り当てられて表示されている。

[0183] 閉じるボタン２７８は、結果出力画面の表示を終了し、図３のメイン画面に戻る場合に押下される。

[0184] 証明書発行ボタン２７９は、検体の安全度の検査証明書を発行する場合に押下される。証明書発行ボタン２７９が押下された場合、図２１に示すような検査証明書が印刷される。

[0185] 図２１の検査証明書では、安全度算出部１０６により算出された検体の安全度の指数部分の値「－９」が、大きなサイズで表示されるとともに、安全度に対応するグレイ色（カラー色）を使用したマーク（星）が付されている。ここで表示される検体の安全度の指数部分の値「－９」及びグレイ色は、図２０の結果表示部２７７Bに表示されている安全度の値及びグレイ色と同一である。

[0186] ＜安全度の算出方法＞

次に、安全度算出部１０６による検体の安全度の算出方法について説明する。

[0187] 以下では、図６乃至図１８に示した検査結果および調査結果の例を用いて、安全度の算出方法について説明する。

[0188] 安全度の算出処理では、初めに、メイン画面からユーザによって入力された検体の検査結果及び調査結果に基づいて、検体のリスク（危険度）の大きさが算出される。そして、健康被害に対する検体の安全度は、算出されたリスク（危険度）の大きさの裏返しであるとの考えから、算出されたリスクの大きさの逆数で与えられると定義する。

[0189] そこで、初めに、図６乃至図１８に示した検査結果および調査結果から、検体のリスク（危険度）の大きさの算出方法について説明する。

[0190] 検体のリスクの大きさは、検査結果登録グループに属する各検査項目と、調査結果登録グループに属する各調査項目のそれぞれについて算出されたリスクの大きさの積で表される。そして、検査結果登録グループに属する各検

査項目と、調査結果登録グループに属する各調査項目のそれぞれのリスクの大きさは、リスクの影響度とリスク発生頻度の積、すなわち、「所定の検査・調査項目のリスクの大きさ ＝ リスクの影響度 × リスクの発生頻度」で定義される。

[0191] リスクの影響度は、リスク影響度判定部１０４により、例えば、ｎ（ｎ＞１）段階で判定される。例えば、リスクの影響度を５段階で判定するとした場合、「５：人の死に直結するレベル、４：人の死の可能性あり、３：担当者レベルの危機、２：やや影響がある、１：ほとんど影響がない」という基準に即して、各検査・調査項目のリスクの影響度が、図２２に示すように予め設定される。

[0192] 農薬・抗生物質、放射線測定、および、アレルゲン混入の検査結果については、「５：基準値以上の項目がある場合、４：基準値以下の値が２０％以上の項目で検出されている場合、３：基準値以下の値が１０％以上２０％未満の項目で検出されている場合、２：基準値以下の値が１０％未満の項目で検出されている場合、１：全て未検出（検出不可レベル）」のように、影響度が設定されている。

[0193] 食中毒細菌（毒素）およびウイルス検査の検査結果については、１つでも毒素が検出されると重大な問題であるので、毒素が検出された場合の影響度「５」と、一つも検出されなかった場合の影響度「１」のみが設定されている。

[0194] 異物混入の検査結果については、「５：毎日起こるレベルである場合、４：毎週起こるレベルである場合、３：毎月起こるレベルである場合、２：数か月に１回起こるレベルである場合、１：半年以上発生していない場合」のように、影響度が設定されている。

[0195] 調査結果登録グループの各調査項目については、「５：不適者が５人いる場合、４：不適者が４人いる場合、３：不適者が３人いる場合、２：不適者が２人いる場合、１：不適者が１以下である場合」のように、影響度が設定されている。

[0196] 図６乃至図１８に示した検査結果および調査結果を参照して、各検査項目および各調査項目におけるリスクの大きさの算出について順番に説明する。

[0197] 初めに、食中毒細菌（毒素）のリスクの大きさの算出について説明する。

[0198] 食中毒細菌（毒素）のリスクの影響度は、図２２に示したように、１つでも毒素が検出されると重大な問題であるので、１つでも毒素が検出された場合は影響度「５」、一つも検出されなかった場合は影響度「１」に設定される。

[0199] また、食中毒細菌（毒素）のリスクの発生頻度は、リスクの影響度と同じ値に設定される。すなわち、１つでも毒素が検出された場合は発生頻度「５」、一つも検出されなかった場合は発生頻度「１」に設定される。

[0200] 図６の食中毒細菌検査結果登録画面で入力された検査結果では、２回目の検査で大腸菌群、３回目の検査で、大腸菌群、カビ、および酵母、４回目の検査で、大腸菌群、カビ、および、黄色ブドウ球菌が検出されている。この場合、リスク影響度判定部１０４は、リスクの影響度を「５」と判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、リスクの発生頻度を「５」と判定する。したがって、安全度算出部１０６により算出される食中毒細菌（毒素）のリスクの大きさは、５×５＝２５となる。

[0201] 次に、農薬・抗生物質のリスクの大きさの算出について説明する。

[0202] 農薬・抗生物質のリスクの影響度は、図２２に示したように、「５：基準値以上の項目がある場合、４：基準値以下の値が２０％以上の項目で検出されている場合、３：基準値以下の値が１０％以上２０％未満の項目で検出されている場合、２：基準値以下の値が１０％未満の項目で検出されている場合、１：全て未検出」のように設定される。

[0203] また、農薬・抗生物質のリスクの発生頻度は、リスクの影響度と同じ値に設定される。

[0204] 図７の農薬・抗生物質検査結果登録画面で入力された検査結果では、「４－クロルフェノキシ酢酸（４－CPA）」について基準値以上の値が検出されている。この場合、リスク影響度判定部１０４は、リスクの影響度を「５」と

判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、リスクの発生頻度を「５」と判定する。したがって、安全度算出部１０６により算出される農薬・抗生物質のリスクの大きさは、５×５＝２５となる。

[0205] 次に、放射線測定のリスクの大きさの算出について説明する。

[0206] 放射線測定のリスクの影響度は、図２２に示したように、「５：基準値以上の項目がある場合、４：基準値以下の値が２０％以上の項目で検出されている場合、３：基準値以下の値が１０％以上２０％未満の項目で検出されている場合、２：基準値以下の値が１０％未満の項目で検出されている場合、１：全て未検出」のように設定される。

[0207] 放射線測定のリスクの発生頻度には、全て未検出（基準値未満）の場合は、最小値である「１」が設定され、１回以上検出された場合は、その検出回数が設定される。

[0208] 図１１の放射線測定結果登録画面で入力された検査結果では、３回全ての検査において、未検出であるので、リスク影響度判定部１０４は、リスクの影響度を「１」と判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、リスクの発生頻度を「１」と判定する。したがって、安全度算出部１０６により算出される放射線測定のリスクの大きさは、１×１＝１となる。

[0209] 次に、異物混入のリスクの大きさの算出について説明する。

[0210] 異物混入のリスクの影響度は、図２２に示したように、「５：毎日起こるレベルである場合、４：毎週起こるレベルである場合、３：毎月起こるレベルである場合、２：数か月に１回起こるレベルである場合、１：半年以上発生していない場合」のように設定される。

[0211] 異物混入のリスクの発生頻度には、「Ｘ線検出器」、「個人装備」、「外気汚染」、「昆虫飛来」、「防鼠対策」、「設備老朽具合」、「清掃頻度」、「改善チームの有無」、及び「製品保存状態」の各検査項目のうち、[NG]と判定された検査項目の個数が設定される。

[0212] 図１２の異物混入検査結果登録画面で入力された検査結果では、発生頻度入力欄１８４で、発生頻度が「毎日起こるレベルである」と入力されており

、検査結果入力欄１８３では、「Ｘ線検出器」、「個人装備」、「外気汚染」、及び「昆虫飛来」の４項目で、[NG]と判定されている。したがって、リスク影響度判定部１０４は、リスクの影響度を「５」と判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、リスクの発生頻度を「４」と判定する。これにより、安全度算出部１０６により算出される異物混入のリスクの大きさは、５×４＝２０となる。

[0213] 次に、アレルゲン混入のリスクの大きさの算出について説明する。

[0214] アレルゲン混入のリスクの影響度は、図２２に示したように、「５：基準値以上の項目がある場合、４：基準値以下の値が２０％以上の項目で検出されている場合、３：基準値以下の値が１０％以上２０％未満の項目で検出されている場合、２：基準値以下の値が１０％未満の項目で検出されている場合、１：全て未検出」のように設定される。

[0215] アレルゲン混入のリスクの発生頻度には、全て未検出の場合は、最小値である「１」が設定され、１回以上検出された場合は、その検出回数が設定される。

[0216] 図１３のアレルゲン混入検査結果登録画面で入力された検査結果では、３回のアレルゲン混入検査のうち、２回の検査で所定のアレルゲンが検出されているので、リスク影響度判定部１０４は、リスクの影響度を「５」と判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、リスクの発生頻度を「２」と判定する。したがって、安全度算出部１０６により算出されるアレルゲン混入のリスクの大きさは、５×２＝１０となる。

[0217] 次に、ウイルス検査のリスクの大きさの算出について説明する。

[0218] ウイルス検査のリスクの影響度は、図２２に示したように、１つでも毒素が検出されると重大な問題であるので、１つでも毒素が検出された場合は影響度「５」、一つも検出されなかった場合は影響度「１」に設定される。

[0219] ウイルス検査のリスクの発生頻度には、全て未検出の場合は、最小値である「１」が設定され、１回以上検出された場合は、その検出回数が設定される。

[0220] 図１４のウイルス検査結果登録画面で入力された検査結果では、９回の検査のうち、３回の検査でノロウイルスが検出されているので、リスク影響度判定部１０４は、リスクの影響度を「５」と判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、リスクの発生頻度を「３」と判定する。したがって、安全度算出部１０６により算出される放射線測定のリスクの大きさは、５×３＝１５となる。

[0221] 次に、健康管理のリスクの大きさの算出について説明する。

[0222] 健康管理のリスクの影響度は、「５：不適者が５人いる場合、４：不適者が４人いる場合、３：不適者が３人いる場合、２：不適者が２人いる場合、１：不適者が１以下である場合」のように設定される。

[0223] 健康管理のリスクの発生頻度には、不適と判定された調査回数の合計が設定される。

[0224] 図１５の健康管理調査結果登録画面の例は、５人の調査対象者のうちの２人目に対する１回の調査結果であるが、５人の調査対象者のうちの３人に対して、不適と判定された調査結果が１回ずつ登録されているとする。この場合、リスク影響度判定部１０４は、不適者が３人であるので、リスクの影響度を「３」と判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、３人が１回ずつで計３回不適と判定されているので、リスクの発生頻度を「３」と判定する。したがって、安全度算出部１０６により算出される放射線測定のリスクの大きさは、３×３＝９となる。

[0225] 感染予防対策のリスクの大きさの算出について説明する。

[0226] 感染予防対策のリスクの影響度は、「５：不適者が５人いる場合、４：不適者が４人いる場合、３：不適者が３人いる場合、２：不適者が２人いる場合、１：不適者が１以下である場合」のように設定される。

[0227] 感染予防対策のリスクの発生頻度には、不適と判定された調査回数の合計が設定される。

[0228] 図１６の感染予防対策調査結果登録画面の例は、５人の調査対象者のうちの２人目に対する１回の調査結果であるが、５人の調査対象者のうちの２人

に対して、不適と判定された調査結果が１回ずつ登録されているとする。この場合、リスク影響度判定部１０４は、不適者が２人であるので、リスクの影響度を「２」と判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、２人が１回ずつで計２回不適と判定されているので、リスクの発生頻度を「２」と判定する。したがって、安全度算出部１０６により算出される感染予防対策のリスクの大きさは、２×２＝４となる。

[0229] 身なり・服装・髪型・装飾のリスクの大きさの算出について説明する。

[0230] 身なり・服装・髪型・装飾のリスクの影響度は、「５：不適者が５人いる場合、４：不適者が４人いる場合、３：不適者が３人いる場合、２：不適者が２人いる場合、１：不適者が１以下である場合」のように設定される。

[0231] 身なり・服装・髪型・装飾のリスクの発生頻度には、不適と判定された調査回数の合計が設定される。

[0232] 図１７の身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録画面の例は、５人の調査対象者のうちの２人目に対する１回の調査結果であるが、５人の調査対象者のうちの１人に対して、不適と判定された調査結果が１回だけ登録されているとする。この場合、リスク影響度判定部１０４は、不適者が１人であるので、リスクの影響度を「１」と判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、１人が１回で計１回不適と判定されているので、リスクの発生頻度を「１」と判定する。したがって、安全度算出部１０６により算出される、身なり・服装・髪型・装飾のリスクの大きさは、１×１＝１となる。

[0233] 衛生教育のリスクの大きさの算出について説明する。

[0234] 衛生教育のリスクの影響度は、「５：不適者が５人いる場合、４：不適者が４人いる場合、３：不適者が３人いる場合、２：不適者が２人いる場合、１：不適者が１以下である場合」のように設定される。

[0235] 衛生教育のリスクの発生頻度には、不適と判定された調査回数の合計が設定される。

[0236] 図１８の衛生教育調査結果登録画面の例は、５人の調査対象者のうちの２人目に対する１回の調査結果であるが、５人の調査対象者のうちの２人に対

して、不適と判定された調査結果が１回ずつ登録されているとする。この場合、リスク影響度判定部１０４は、不適者が２人であるので、リスクの影響度を「２」と判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、２人が１回ずつで計２回不適と判定されているので、リスクの発生頻度を「２」と判定する。したがって、安全度算出部１０６により算出される、衛生教育のリスクの大きさは、２×２＝４となる。

[0237] 以上をまとめると、それぞれの検査項目および調査項目に対して算出されたリスクの大きさは、以下の通りとなる。

食中毒細菌（毒素）のリスクの大きさ

５×５＝２５

農薬・抗生物質のリスクの大きさ

５×５＝２５

放射線測定のリスクの大きさ

１×１＝１

異物混入のリスクの大きさ

５×４＝２０

アレルゲン混入のリスクの大きさ

５×２＝１０

ウイルス検査のリスクの大きさ

５×３＝１５

健康管理のリスクの大きさ

３×３＝９

感染予防対策のリスクの大きさ

２×２＝４

身なり・服装・髪型・装飾のリスクの大きさ

１×１＝１

衛生教育のリスクの大きさ

２×２＝４

[0238] 安全度算出部１０６は、以上のように算出された各検査項目および各調査項目のリスクの大きさを乗算して、検体のリスクの大きさを算出する。すなわち、安全度算出部１０６は、次式の計算を行うことにより、検体のリスクの大きさを、２．７×10^{8}と算出する。

２５×２５×１×２０×１０×１５×９×４×１×４＝２．７×10^{8}

[0239] そして、検体の安全度は、算出されたリスクの大きさの逆数で与えられるから、安全度算出部１０６は、以下のように、検体の安全度を算出する。

検体の安全度＝１／（２．７×10^{8}）＝３．７×10^{-9}

[0240] 以上のように、リスク影響度判定部１０４は、検査結果登録グループおよび調査結果登録グループで登録された検査結果および調査結果に基づいて、検体のリスクの影響度を判定し、リスク発生頻度判定部１０５は、検査結果登録グループおよび調査結果登録グループで登録された検査結果および調査結果に基づいて、検体のリスクの発生頻度を判定する。そして、安全度算出部１０６は、算出された各項目のリスクの影響度と、リスクの発生頻度とを用いて、リスクの大きさを算出し、算出されたリスクの大きさから、健康被害に対する安全度を算出する。

[0241] なお、上述した各項目のリスクの影響度の判定方法、および、リスクの発生頻度の判定方法は、飽くまで一例であり、これに限定されるものではない。

[0242] ＜安全度算出処理のフローチャート＞

図２３のフローチャートを参照して、安全度スケールシステム１による所定の検体の安全度を算出する安全度算出処理について説明する。なお、どの検体の安全度を算出するかは、図２３の処理が開始される前に、決定されているものとする。

[0243] 初めに、ステップＳ１において、検査結果登録部１０２は、算出対象の検体の検査結果登録グループに属する各検査項目の結果を取得する。具体的には、図６の食中毒細菌検査結果登録画面によって入力された検体の食中毒細菌検査の検査結果、図７の農薬・抗生物質検査結果登録画面によって入力さ

れた検体の農薬・抗生物質の含有量の検査結果、図１１の放射線測定結果登録画面によって入力された検体の放射線量の検査結果、図１２の異物混入検査結果登録画面によって入力された検体のアレルゲン混入検査の検査結果、および、図１４のウイルス検査結果登録画面によって入力された検体および従事者に対するノロウイルス検査の検査結果が取得される。

[0244] ステップＳ２において、調査結果登録部１０３は、算出対象の検体の調査結果登録グループに属する各調査項目の結果を取得する。具体的には、算出対象の検体に対して、図１５の健康管理調査結果登録画面によって入力された健康管理の調査結果、図１５の健康管理調査結果登録画面によって入力された施設の感染予防対策の調査結果、図１７の身なり・服装・髪型・装飾調査結果登録画面によって入力された従事者の身なり・服装・髪型・装飾についての調査結果、および、図１８の衛生教育調査結果登録画面によって入力された衛生教育の体制や従事者の理解度についての調査結果が取得される。

[0245] ステップＳ３において、リスク影響度判定部１０４は、ステップＳ１およびステップＳ２で取得された検査結果および調査結果に基づいて、検査結果または調査結果ごとに、リスクの影響度を判定する。

[0246] ステップＳ４において、リスク発生頻度判定部１０５は、ステップＳ１およびステップＳ２で取得された検査結果および調査結果に基づいて、検査結果または調査結果ごとに、リスクの発生頻度を判定する。

[0247] ステップＳ５において、安全度算出部１０６は、検査結果登録グループに属する検査項目または調査結果登録グループに属する調査項目ごとのリスクの大きさを算出する。各検査項目または各調査項目のリスクの大きさは、リスクの影響度とリスクの発生頻度の積で計算される。

[0248] ステップＳ６において、安全度算出部１０６は、算出された全ての検査項目および調査項目のリスクの大きさを用いて、検体のリスクの大きさを算出する。検体のリスクの大きさは、全ての検査項目および調査項目のリスクの大きさの積で計算される。

[0249] ステップＳ７において、安全度算出部１０６は、算出された検体のリスク

の大きさを用いて、検体の安全度を算出する。検体の安全度は、算出されたリスクの大きさの逆数で計算される。

[0250] 以上で、安全度算出処理は終了する。

[0251] なお、算出された検体の安全度は、登録DB１０８に記憶され、例えば、図３のメイン画面において、結果一覧ボタン９１または結果出力ボタン９２が押下された場合など、必要に応じて読み出される。

[0252] 以上のように、本発明を適用した安全度スケールシステム１は、人間の健康被害に対する安全度（安心度）を、新たな基準で定義し、判定および評価するものである。

[0253] 安全度スケールシステム１では、人間の健康被害に対する安全度はリスク（危険度）の大きさの裏返しであるとの考えから、人間の健康被害に対する安全度が、算出されたリスクの大きさの逆数で与えられる。

[0254] 算出された安全度に対応する可視光線波長のカラー色は、例えば、検体（食品）のラベルや包装等に表示されることで、一般の消費者は、ラベルや包装等に表示された安全度を示すカラー色を見るだけで、その食品の安全度を把握することができる。

[0255] したがって、算出された安全度の値またはそれに対応するカラー色は、安全度を示す絶対的指標、または、相対的な指標として利用することができる。すなわち、安全度スケールシステム１によれば、健康被害に対する安全度を総合的に判断可能な指標を提供することができる。

[0256] 上述した例では、安全度スケールシステム１が、小中学校、工場、オフィス、介護施設などの厨房または食堂、飲食店の店舗、食品工場などの事業所で製造される食品の安全度の検査・評価に適用される例について説明した。

[0257] しかし、安全度スケールシステム１は、人間の食する商品（食品）を扱う事業所以外に、農産物・飼料の流通工程や生産工程などにも適用することができ、人間以外に、ペット、家畜等の動物の健康被害に対する安全度（安心度）を検査・評価するシステムとしても利用することができる。

[0258] なお、本明細書において、システムとは、複数の構成要素（装置、モジュ

ール（部品）等）の集合を意味し、すべての構成要素が同一筐体中にあるか否かは問わない。したがって、別個の筐体に収納され、ネットワークを介して接続されている複数の装置、及び、１つの筐体の中に複数のモジュールが収納されている１つの装置は、いずれも、システムである。

[0259] 本発明の実施の形態は、上述した実施の形態に限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲において種々の変更が可能である。

[0260] 例えば、上述した複数の実施の形態の全てまたは一部を組み合わせた形態を採用することができる。

[0261] 例えば、本発明は、１つの機能をネットワークを介して複数の装置で分担、共同して処理するクラウドコンピューティングの構成をとることができる。

[0262] また、上述のフローチャートで説明した各ステップは、１つの装置で実行する他、複数の装置で分担して実行することができる。

[0263] さらに、１つのステップに複数の処理が含まれる場合には、その１つのステップに含まれる複数の処理は、１つの装置で実行する他、複数の装置で分担して実行することができる。

符号の説明

[0264] １　安全度スケールシステム，　１１　サーバ，　１２　端末装置，　３１　CPU，　３２　ROM，　３３　RAM，　３６　入力部，　３７　出力部，　３８　記憶部，　３９　通信部，　１０１　基礎情報登録部，　１０２　検査結果登録部，　１０３　調査結果登録部，　１０４　リスク影響度判定部，　１０５　リスク発生頻度判定部，　１０６　安全度算出部，　１０７　結果出力部，　１０８　登録DB

請求の範囲

[請求項1] 健康被害に対するリスクの影響度を判定する影響度判定部と、

前記リスクの発生頻度を判定する頻度判定部と、

判定された前記リスクの影響度と、前記リスクの発生頻度とを用いて、前記リスクの大きさを算出し、算出された前記リスクの大きさから、健康被害に対する安全度を算出する安全度算出部と

を備える情報処理装置。

[請求項2] 前記安全度算出部は、前記健康被害に対する安全度を、算出された前記リスクの大きさの逆数により算出する

請求項１に記載の情報処理装置。

[請求項3] 前記安全度算出部により算出された前記安全度に対応した色で、安全度のレベルを出力する安全度出力部をさらに備える

請求項１または２に記載の情報処理装置。

[請求項4] 前記安全度出力部は、前記安全度の大きさが可視光線の波長に対応するカラー色と対応付けられており、算出された前記安全度に応じた前記可視光線の波長に対応するカラー色で、安全度のレベルを出力する

請求項３に記載の情報処理装置。

[請求項5] 前記影響度判定部は、前記健康被害に対するリスクの影響度を、ｎ段階で判定する

請求項１乃至３のいずれかに記載の情報処理装置。

[請求項6] 健康被害に対するリスクの影響度を判定し、

前記リスクの発生頻度を判定し、

判定された前記リスクの影響度と、前記リスクの発生頻度とを用いて、前記リスクの大きさを算出し、算出された前記リスクの大きさから、健康被害に対する安全度を算出する

ステップを含む情報処理方法。

[請求項7] コンピュータに、

健康被害に対するリスクの影響度を判定し、

前記リスクの発生頻度を判定し、

判定された前記リスクの影響度と、前記リスクの発生頻度とを用いて、前記リスクの大きさを算出し、算出された前記リスクの大きさから、健康被害に対する安全度を算出する

処理を実行させるためのプログラム。